## 諸外国におけるライドシェアの 法環境整備状況について

(調査状況を踏まえ、随時更新)

2016年12月16日現在
Hello, Future!
新探済連盟
Japan Association of New Economy

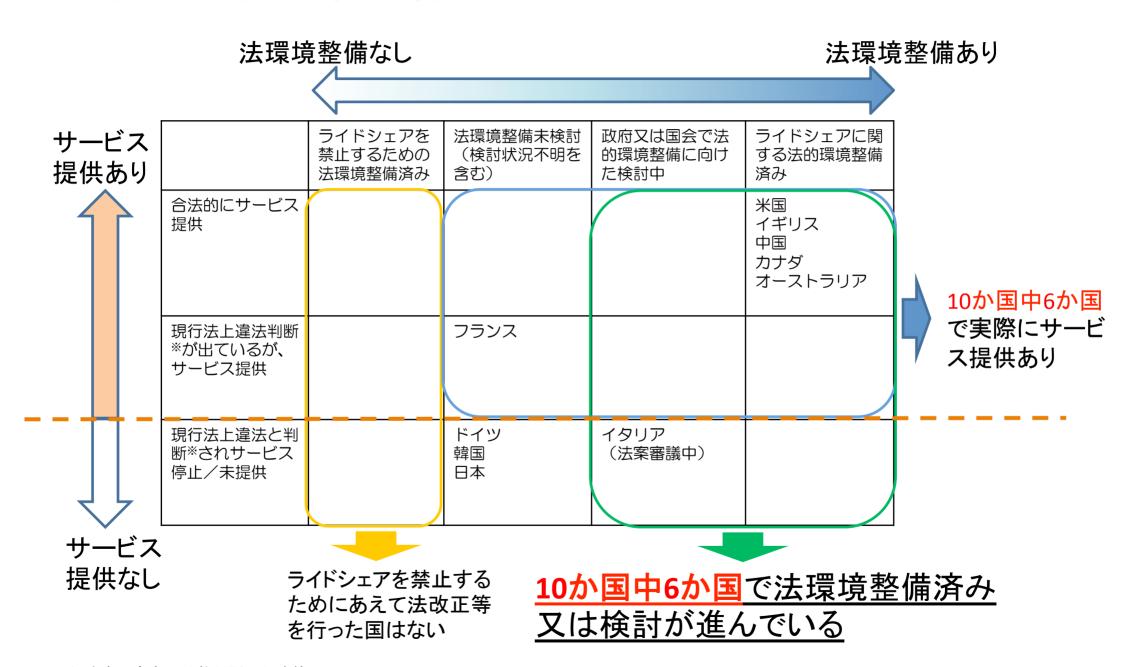
### 諸外国のライドシェア法環境整備状況

# 10分の6

主要<u>10か国</u>。<u>のうち、6か国</u>で 法環境整備済み、又は検討が進んでいる。

※G7+中韓豪の10か国

#### 主要10か国の各首都におけるライドシェア(マトリックス)



#### 主要10か国の各首都におけるライドシェア(一覧表)

◎ = 法環境整備済み ○ = 法環境整備予定 × = 法環境整備に向けた議論なし、又は議論状況不明

<ul> <li>※国</li></ul>				
2016-272)) を制定し、Private Transportation Company (PTC)という事業者カテゴリーを新設(2016年9月30日施行済)。他の都市でも条例の新設・改正によりライドシェアを認める条例を制定済・検討中。 ドライバー:普通免許でよい 車両:自豪用車利用可能 都市レベルで対応。ロンドン市において関係条例(Private Hire Vehicles (London) Act 1998、Private Hire Vehicles (London PHV Licenses) Regulations 2004)等)を改正して法的環境を整備。 ブライベートハイヤーのドライバーには高度な技能試験や地理的知識までは求められておらず、タクシーとは異なるもの。なお、条令改正によりブライベートハイヤーの免許が必要 車両:自家用車利用可能(PHV車両登録必要) フランス  ※ 2014年2月にDGCCRF(競争・消費者問題・詐欺防止総局)がUberのUberPopが「欺瞞的取引慣行(pratiques commerciales trompeuses)」に該当するとして調査を開始。同年10月にパリ刑事裁判所が「欺瞞的取引慣行(pratiques commerciales trompeuses)」に該当するとして調査を開始。同年10月にパリ刑事裁判所が「欺瞞的取引慣行(pratiques commerciales trompeuses)」に該当するとして調査を開始。同年10月にパリ刑事裁判所が「欺瞞的取引慣行(pratiques commerciales 12月にパリ控訴院が罰金額引上げを決定するなど、2014年以降複数の民事・刑事訴訟が提起されている。命令。 2015年3月にプランクフルト裁判所がUberに対し「旅客輸送法(PBefG)違反」を理由に罰金命令及びドイツ全土を対象とした営業差止の令う。 2015年5月に裁判所がUberに対し「不正願争」を理由にUberPopのサービス提供禁止命令。2016年3月以降、ライドシェアを含む包括的「シェアリングエコノミー法案」が国会で審議中 ・ 2015年5月に裁判所がUberに対し「不正願争」を理由にUberPopのサービス提供禁止命令。2016年3月以降、ライドシェアを含む包括的「ランパー・ライドシェアを含むの者(条年11月施行)ドライバー・ライドシェア用の免許が必要 車両:自家用車利用可能  ※ 装環地整備に向けた国会・政府内議論の状況は不知、2014年以降、Uberのサービスを旅客輸送法に違反しているとしてソウル市政府が営業停止を要求したほか、ソウル地検がUber及び同CEOを起訴。 2015年1月1日の二段階で施行。他の州でも既に法整備済、あるいは整備予定。ドライバー・ライドシェア用の免許が必要 車両:自家用車利用可能	米国	0	の規律のもとで認める(「TNC」とするのが一般的だが、名称は地域により異なる)。 首都ワシントンD.C.では2014年11月に「Vehicle-for-Hire Innovation Act of 2014(D.C. Act 20-489)」を制定。新たに"private vehicle-for-hire"という輸送形態を創設し、ライドシェアを合法化(2014年12月5日)。	
Licenses   Regulations 2004   等)を改正して法的環境を整備。	カナダ	0	2016-272)) を制定し、Private Transportation Company (PTC)という事業者カテゴリーを新設(2016年9月30日施行済)。他の都市 でも条例の新設・改正によりライドシェアを認める条例を制定済・検討中。	
***	イギリス	0	Licenses) Regulations 2004)等)を改正して法的環境を整備。 プライベートハイヤーのドライバーには高度な技能試験や地理的知識までは求められておらず、タクシーとは異なるもの。なお、条令改正によりプライベートハイヤーの免許取得要件に、業務遂行に十分な英語能力が追加された(非英語圏出身者には英語技能試験(CEFR Level B1)合格を義務付けた)。	
本の表示。	フランス	×	trompeuses)」に該当するとして調査を開始。同年10月にパリ刑事裁判所が「欺瞞的取引慣行」を理由にUberに対し罰金命令、2015年	
<ul> <li>審議中 「シェアリングエコノミー法案」が国会で審議中。</li> <li>中国</li></ul>	ドイツ	×		
<ul> <li>置づけ、一定の要件のもとで認める(本年11月施行) ドライバー: ライドシェア用の免許が必要 車両: 自家用車利用可能</li> <li>★ 法環境整備に向けた国会・政府内議論の状況は不明。2014年以降、Uberのサービスを旅客輸送法に違反しているとしてソウル市政府が営業停止を要求したほか、ソウル地検がUber及び同CEOを起訴。</li> <li>オーストラリア</li></ul>	イタリア			
***********************************	中国	0	置づけ、一定の要件のもとで認める(本年11月施行)	
ドシェアを合法化、2015年10月30日、2016年4月1日の二段階で施行。他の州でも既に法整備済、あるいは整備予定。 ドライバー:ライドシェア用の免許が必要 車両:自家用車利用可能	韓国	×		
日本	オーストラリア	0	ドシェアを合法化、2015年10月30日、2016年4月1日の二段階で施行。他の州でも既に法整備済、あるいは整備予定。	
	日本	×	法環境整備に向けた議論は全くなされていない。	

#### その他の国におけるライドシェア(一覧表)

◎ = 法環境整備済み ○ = 法環境整備予定 × = 法環境整備に向けた議論なし、又は議論状況不明

エストニア	国会 審議中	一定の要件でライドシェアを合法化する法案(交通法改正法(188 SE I))が国会で審議中(2017年9月施行見込み)
フィリピン	0	2015年5月に交通通信省が省令を改正(Order 2015-011)し、ライドシェアをTVNS(Transportation Network Vehicle Service)という新たなサービス業態と位置付け、ライドシェアを認めた。 ドライバー:職業免許(Professional License)が必要 車両:自家用車利用可能
シンガポール	0	2016年10月現在、Road Traffic (Car Pools Exemption)Order 2015に基づき、個人の乗用車を使用したシンガポール国内でのライドシェアはカープールの一種として認められる。 今後、来年6月までに一定の規制のもとでライドシェアが全面的に認められる予定。 ドライバー:職業免許(PDVL)が必要 車両:自家用車利用可能(車両登録必要)
ベトナム	0	2015年8月にライドシェアに関するパイロットプログラムを運輸省が提案、同年10月首相承認、2016年1月から実施(No.24/QD-BGTVT)。同プログラムは交通行政にテクノロジーを組み込むための2年間のパイロットプログラムで、GrabとVinasunに対してサービス提供を許可。
メキシコ	0	2015年7月に首都メキシコシティでライドシェア規則(Gaceta Oficial Distrito Federal No.133 Bis)が整備。財政 当局はプラットフォームに対し、交通基金への出資(収益の1.5%)を義務付ける細則を検討中。 ドライバー:普通免許でよい(認定ライドシェア講習修了が条件) 車両:自家用車利用可能
台湾		タクシー業法を見直し、プラットフォームを介した配車を可能にする新しい規則(多元化計程車方案)を制定(2017年1月施行予定)。 ドライバー:タクシー用の免許が必要 車両:自家用車利用可能(プラットフォームブランド表示義務あり)

※各国政府等のウェブサイト、各種報道等をもとに作成(2016年12月16日現在)

#### (補足) 「法環境整備済み」の考え方

プラットフォームを介した配車マッチングサービスのうち、自家用車を用いるもの(※)について法環境が整備されている場合に「法環境整備済み」としている。

※行政にライドシェア用の車両として登録する必要がある等の場合を含む

#### 参考:民間事業者の動向

法環境整備が進んでいない国においても、民間事業者は時代の潮流を敏感 にとらえ、シェアリングエコノミーへの対応を進めている。

	政府の動向	民間事業者の動向
フランス	法環境整備 なし	✓ PSA(プジョー・シトロエン)が「すべての人に移動手段を提供 できる企業になりたい」としてカーシェアやレンタカー事業を展 開する新ブランドFree2Moveを公表
ドイツ	法環境整備 なし	<ul><li>✓ フォルクスワーゲンがイスラエルGettに出資するなどしてライド シェアサービスへの参入を表明</li><li>✓ BMWが自動運転車を用いたライドシェアに参入へ</li></ul>
韓国	法環境整備 なし	✓ 現代自動車がカーシェアリング事業者WaiveCarと提携。また、 自動運転ライドシェアに向けてUberと提携との報道もあり
日本	法環境整備 なし	✓ トヨタがUberに出資 ✓ ホンダが東南アジアの大手ライドシェア企業「グラブ」と提携 ✓ 日産がパリでSNSを活用したカーシェアリング事業に参入の方針

※各種報道をもとに作成

